

エコアクション21運営委員会規程

一般財団法人 持続性推進機構

エコアクション21認証・登録制度実施要領1.3に規定するエコアクション21運営委員会（以下「運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)エコアクション21認証・登録制度実施要領
- (2)認定委員会規程その他の規程
- (3)地域事務局の認定要件、相互認証等の要件等
- (4)その他エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 運営委員会は8名以上15名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、一般財団法人 持続性推進機構理事長が委嘱する。

- (1)環境保全に関する学識者
- (2)関係環境保全関係団体、事業者関係団体などの学識者
- (3)地域事務局などの代表者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（運営委員会の開催）

第5条 運営委員会は、一般財団法人 持続性推進機構理事長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 運営委員会は、原則として年4回開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（附則）

- 1 平成23年10月 1日 制定施行

一般財団法人 持続性推進機構

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F

本機構に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。

copyright©一般財団法人 持続性推進機構 all rights reserved.